

農政 一 1 5 7
令和7年11月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	釜の上地区 (上野釜の上赤柴)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

フルーツ街道沿いのほ場整備された大規模畠地であり、果樹や施設野菜を中心とした観光農業が盛んである。高齢化の進行、担い手不足や耕作放棄地の増加が課題となっている。水利施設が老朽化している。誘客に必要な駐車場やトイレが不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

県品種のいちご(あまりん、かおりん、べにたま)やぶどうの栽培面積を拡大していく。早期成園化技術(ジョイント栽培)、梨・南国果樹(アボガド・バナナ・マンゴー・ライチ)、その他に安易に作業がすすめられる短梢栽培(ぶどう)なども検討する。通年で観光客を呼べる仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地を貸したい人が農地中間管理機構を活用できるように、農地中間管理事業を推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を借りたいという方がいたら農地中間管理機構を活用するよう働きかける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備から数十年が経過しており、水利環境が整備されているものの、老朽化が目立つ。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。新規就農者へのサポート、施設整備に係る補助金等の拡充をしてもらう。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤早期成園化技術(ジョイント栽培)、梨・柿・南国果樹(アボガド・バナナ・マンゴー・ライチ)、短梢栽培(ぶどう)の検討。